

## 生殖補助医療を受けられる方へ

- ① 治療計画作成の為に、ご夫婦での来院が必要です。
  - ・初診のご主人は、保険証持参でお願いいたします。
  
- ② 生殖補助医療など、不妊治療に関して法的婚姻関係及び事実婚（婚姻の意思を持って夫婦の実態を有する共同生活をしている状態）関係にある方が対象です。
  - ・事実婚の方は治療当事者二人の、戸籍抄本・申告書などの書類を提出して頂きます。
  - ・事実婚関係・夫婦別姓・国際結婚など必ず 2人の署名が必要です。
  
- ③ 同意書は、治療開始日にお渡しいたします。
  - ・ご夫婦で受診をして頂き治療計画書にサインが必要になります。その為、ご主人が単身赴任、海外出張などで採卵当日に提出できない方は、保険適用の対象になりませんのでご了承下さい。
  
- ④ ご夫婦の採血（感染症）が必要になります。
  - ・ 本人：1年以内に以下の結果がありましたらご持参ください。  
保険適応：合計金額 2640 円（ただし、HIV 抗原・抗体：HIV 自費 1650 円）
  - ・ ご主人：1年以内に以下の結果がありましたらご持参ください。  
（凍結融解胚移植治療の場合は、不要です。）  
全項目自費：合計金額 6820 円
  
- ◎ ご主人の来院が難しい場合は、近医で採血し結果をご持参下さい。  
結果持参に不足項目があれば採血になります。  
当院で採血される方は、血にて来院時の日時をお知らせ下さい。  
**【感染症項目内容】**
  - ・ HBs 抗原（定性）：B 型肝炎
  - ・ HCV 抗体：C 型肝炎
  - ・ RPR 抗体（定性）：梅毒
  - ・ HIV 抗原・抗体：エイズ
  
- ⑤ 自己注射指導を受けて頂きます。（体外受精は自己注射が必要です）
  - ・ 治療開始前に自己注射指導を受講して頂きます。
  - ・ 指導日の予約が必要になります。受講日の日程相談は、看護師又は血で予約可能です。
  - ・ 保険は指導料が無料です。（自費で体外受精をされる方は費用が：2860 円（税込み）が必要です。
  
- ⑥ 精子凍結について（採卵当日は、精子採取が必要です。）
  - ・ 保険適用の場合は、精子凍結ができません。ただし、精巣内精子採取術（TESE）で精子を採取された精子凍結は保険適用です。
  
  - ・ 自費による体外受精を希望される方は、精子凍結が可能です。  
採卵日までに、精子凍結をお願いします。同意書をお渡しいたします。  
自費：精子凍結 1 本（11000 円：税込み） 基本 2 本凍結します

### ⑦培養士による個別面談

- ・体外受精、受精卵、凍結など、培養士との相談をご希望の方
- ・土曜日：料金2200円（税込み）1時間
- ・予約が必要になります。看護師か、TELにて申し出てください。

### 保険適用について

- ・保険適用には婚姻、事実婚関係（認知必須）が条件です。
- ・対象者  
生殖補助医療の治療法以外によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦。
- ・体外受精回数制限・年齢制限
  - ・採卵は回数制限はありませんが、胚移植の回数でカウントされます。
  - ・保険診療で作成した余剰胚凍結がある場合、それを使用（融解胚移植）しないと次回の採卵は保険適用にはなりません。  
（ただし、医師が認めた場合は連続して採卵が可能です。早発閉経など）
  - ・初回が40歳未満で開始した場合・・・最大、通算「胚移植」1子に6回までです。
  - ・初回40歳以上43歳未満で開始した場合・・・最大、通算「胚移植」1子につき3回までです。
  - ・43歳以上は保険適用がありません。
- ・精巣内精子採取術（TESE）
  - ・初回が妻の年齢40歳未満の場合：最大6回までです。
  - ・初回が妻の年齢40歳以上43歳未満の場合：最大3回までです。
- ・その他注意事項
  - ・保険診療での採卵は、座薬または局所麻酔で行います。
  - ・健康保険証を使用できるのは、保険料を納めている方のみです。  
（離職・権利がなくなった場合は、速やかに申し出てください。保険で治療出来ません。）
- ・詳しくは厚生労働局のホームページをご覧ください。